

【諮問第117号】

15川公審第23号  
平成15年11月28日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会  
会長 安 富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成14年6月7日付け14川環調第69号をもって川崎市長から諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

異議申立人の公文書開示請求に対する実施機関川崎市長の部分開示処分は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成14年4月15日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市環境保全審議会委員（任期：平成14年3月31日から平成16年2月29日）の選出に関する一切の資料」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成14年4月26日付けで対象公文書13件中5件の公文書について、公募委員応募者の住所等は個人に関する情報で条例第8条第1号に該当するものとして、公募委員選考委員会資料は選考の内容、合否の決定に関する事務事業情報で同条第4号に該当するものとして、それらの情報を除いた部分について部分開示処分を行った。

異議申立人は、平成14年5月30日付けで、本件部分開示処分に対し本件請求の対象公文書としていない公文書の開示、不開示とされた応募者の年齢及び小論文の開示などを求める異議申立てを行った（当審査会諮問第117号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成14年5月30日付け異議申立書及び同年8月12日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 市の公害・環境対策を事実上決定している川崎市環境保全審議会の役割は重要であり、市民の生命に深くかかわる事項を扱うものであるため、同審議会の委員選出に関する資料については、原則公開するのが当然で、不開示理由の解釈以前に、川崎公害の歴史とこれまでの運動を直視すべきである。
- (2) 実施機関は、開示した公文書以外にも「行政機関としての意思決定に関するもの」と「次期委員の委嘱に当たって参考となる事務手続が記載されているもの」の公文書があることを認めている。回議していない文書であっても委員選出の透明性を高めるため、開示すべきである。
- (3) 委員の選考、選出に関する会議は、庁内会議であるため、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年条例第2号。以下「会議公開条例」という。）の対象会議ではなく、また、会議録も作成されていないが、人の生命に大きくかかわる事項を審議する委員の選考、選出について、その経過がわかるメモ等の記録がないのは常識的に考えられないものである。
- (4) 団体推薦委員の選出の考え方には選出団体、関係団体についての記載があるが、学識経験委員についても複数の候補者を示した文書を開示すべきである。
- (5) 平成11年度分の同様の公文書開示請求の際には公募委員の応募者の年齢について

開示しているので、本件についても開示すべきである。

- (6) 平成11年度分の同様の公文書開示請求の際には公募委員の応募者の応募理由については全員が記載しており、開示を受けたが、本件では募集において、応募者に応募理由の記載を求めているため半数の者の記載のみであった。これは、応募理由を重要視していないことであり、また、これで公正な選考といえるのか疑問である。
- (7) 公募委員応募者の小論文について、公害・環境問題の歴史と性格・特性から不開示とする必要はなく、また、小論文のテーマの性格からは個人の秘密に該当するものでなく、応募者に意見聴取の手續もとらず、一律に不開示とすることは、納得ができないものである。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成14年7月15日付け処分理由説明書及び平成15年3月11日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に対しては、行政機関としての意思決定に関する公文書のほか、委嘱に当たって参考となる事務手続が記載されている公文書についても開示したものである。
- (2) 公募委員の選考は選考委員会で行ったが、その会議は、会議公開条例の対象会議には該当しないため、同条例の規定に基づく会議録は作成しなかったものである。また、選任に当たっての意思決定は、部分開示とした公文書（「川崎市環境保全審議会公募委員の選任等について」）により行ったものである。
- (3) 本件請求に対し全部開示を行った公文書についての不服であるが、学識経験者委員の候補者を複数示した公文書は存在しない。異議申立人が主張する選出団体と関連団体の記載は、団体からの委員推薦に当たって、平成13年の「」からの申し入れに基づき、団体からの選出の考え方と推薦を依頼する選出団体とその分野に関係を持つ関連団体を明記したもので、これは、再度、同様の申入れがあった際の参考として記したものである。
- (4) 公募委員応募者の年齢は、選考の結果、選出された者にあつては氏名が開示され、識別されることから条例第8条第1号に該当する個人情報として不開示とし、選出されなかった者にあつてはその氏名は開示されないことから年齢を開示したとしても特定の個人を識別することはできないので開示としたものである。なお、平成11年度分の同様の公文書の開示請求における対象公文書では、公募委員応募者すべての者の年齢を開示しても、いずれも特定の個人は識別できないものであったために開示としたものである。
- (5) 「2001年度環境保全審議会公募委員への応募者一覧」中で開示した応募理由は、申請書中に応募者が記載していたもののすべてについてである。なお、本件請求の対象の公募委員の募集に際し、応募理由の記載は応募資格とはなっていないため、その記載がなくとも選考の対象としたものであり、応募資格としての記載がなかったのは、市政だよりの公募委員募集記事に字数の都合で掲載されなかったものである。ま

た、応募者の「申込書」中の応募理由については平成14年3月29日付け川崎市公文書公開審査会答申（以下「平成14年答申」という。）において筆跡から本人が識別可能な情報が記載されているものとして開示することができない部分とされたものである。

- (6) 公募委員応募者の小論文については、平成14年答申において、具体的な被選考者の人事情報を公開することは、人事の秘密に触れるものであるとして原則として認められないとされたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 公文書の公開の原則について

異議申立人は、市の公害・環境対策を事実上決定している川崎市環境保全審議会の役割は重要であり、市民の生命に深くかかわる事項を扱うものであるため、同審議会の委員選出に関する資料については、原則公開するのが当然である旨主張している。

この主張は、市が、条例において、市に関する情報の公開を原則としていることから正しいといえる。しかし、他方、個人の尊厳を守るため、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならない、また市の事務・事業の適正な遂行も守られなければならないのであるから、同審議会の委員選出に関する資料を開示すべきか否かは、各公文書に記載されている情報ごとに個別に判断しなければならない。

### (2) 行政機関としての意思決定に関する公文書等について

異議申立人は、実施機関が開示した公文書以外にも「行政機関としての意思決定に関するもの」と「次期委員の委嘱に当たって参考となる事務手続きが記載されているもの」の公文書があることを認めているのであるから、回議していない文書であっても委員選出の透明性を高めるため、開示すべきである旨主張する。

しかし、実施機関は、本件請求に対して、行政機関としての意思決定に関する公文書のほか、委嘱に当たって参考となる事務手続きが記載されている公文書についてもすべて開示していると主張しており、意思決定に関する公文書が、開示されたもの以外に存在することを推測させる事実はなく、意思決定に関する公文書が他に存在すると推認することはできない。

### (3) 会議録等について

異議申立人は、委員の選考、選出に関する会議が会議公開条例の対象会議ではないため、会議録が作成されていなくても、委員の選考、選出について、その経過がわかるメモ等の記録がないのは常識的に考えられないものである旨主張する。

公募委員の選考は選考委員会で行っているが、選考委員会は何回にもわたって開催されることは想定されていないこと、公募委員の選考、選出の経過は、部分開示されている「川崎市環境保全審議会公募委員の選任等について」中の市民公募選考委員会資料1及び同2により行ったものと推測できることから、会議録やメモ等が存在していると推認することはできない。

### (4) 学識経験者委員の候補者を複数示した文書について

異議申立人は、団体推薦委員の選出の考え方には選出団体、関係団体についての記載があるが、学識経験者委員についても複数の候補者を示した文書を開示すべきであると主張する。

しかし、実施機関は学識経験者委員の候補者を複数示した公文書は存在しないと主張しており、学識経験者委員の候補者が複数であったことを窺わせる事由は存しない。したがって、学識経験者委員の候補者を複数示した公文書が存在していると推認することはできない。

#### (5) 公募委員の年齢について

異議申立人は、平成11年度分の同様の公文書開示請求の際には公募委員の応募者の年齢について開示しているのので、本件についても開示すべきである旨主張する。

しかし、実施機関は公募委員の応募者のうち、選出されなかった者については年齢を開示しており、選出された者についてのみ、年齢を不開示としているものである。年齢は個人に関する情報であり、選出された者については氏名を開示していることから、特定の個人を識別できる情報といえるため、条例第8条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### (6) 応募理由について

異議申立人は、平成11年度分の同様の公文書開示請求の際には公募委員の応募者の応募理由については全員が記載しており、開示を受けたが、本件では募集において、応募者に応募理由の記載を求めているため半数の者の記載のみであり、これは、応募理由を重要視していないことであり、公正な選考といえるのか疑問であると主張する。

しかし、これは、公募委員の応募方法及び選考に関する問題であって、公文書の開示に関する問題ではないため、判断しない。

#### (7) 小論文について

異議申立人は、公募委員応募者の小論文について、公害・環境問題の歴史と性格・特性から不開示とする必要はなく、また、小論文のテーマの性格からは個人の秘密に該当するものでなく、応募者に意見聴取の手續もとらず、一律に不開示とすることは、納得ができない旨主張する。

しかし、本件小論文には、氏名等が記載されているもの、記載内容や筆跡から本人を識別することが可能なものが存在する。また、特定の個人を識別することができないものであっても、本件小論文が、事後的に公開される可能性があることを前提として作成・提出されたものではなく、公開されないことを前提に提出されたものであることから、公開することは、応募者の権利利益を害するおそれがあるといえる。さらに、本件小論文は、環境保全審議会委員を選任するために提出を求めたものであり、これを公にすることは、公正かつ適正な任免等に支障を及ぼす恐れがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、本件小論文は条例第8条第1号及び第4号により不開示とすべきである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 鈴木 庸夫

委員 高岡 香

委員 三浦 俊介

委員 安富 潔